

イラク被災民に係る物資協力の実施について

〔平成19年12月28日〕
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、イラク被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成19年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）に対し、現在、イラク共和国において被災民に対して行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

テント

1,000張

を無償で譲渡する。

説 明

- 1 現在、イラクにおいては、イラク政府が、国際社会と協力しつつ紛争後の復興に向けた取組を行っているが、依然200万人を超える国内避難民が存在するとともに、シリアやヨルダンなどの隣国にも約200万人の難民が流入している。
- 2 国内避難民のうち、最北部のエルビル県及びドホーク県の約9万人については、UNHCRによれば、来年当初の厳寒期を迎えて生活環境が一段と悪化し、人道的見地から看過し得ない状況に置かれるおそれがある。
- 3 UNHCRはイラクにおいて、被災民救援のための人道的な国際救援活動を実施しているところ、今般、UNHCRから我が国政府に対し、イラク北部におけるUNHCRの活動に早急に必要なテントの譲渡要請がなされたものである。